

平成27年知立市議会 3月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成27年3月12日(木) 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(6名)

水野 浩	小林 昭弑	田中 健	池田 福子
村上 直規	風間 勝治		

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
建設部長	塚本 昭夫	土木課長	岩瀬 祐司
建築課長	野々山 浩	都市整備部長	加藤 達
都市整備部次長	伊藤 俊司	都市計画課長	太田 知見
まちづくり課長	尾崎 雅宏	都市開発課長	柘植 茂博
上下水道部長	鈴木 克人	水道課長	國分 政道
下水道課長	近藤 修司		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	島津 博史	議事課長	横井 宏和
議事係	野々山英里		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事件名	審査結果
議案第17号 市道路線の認定について	原案可決
陳情第2号 都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し居住者の居住の安定を求める意見書提出を求める陳情書	採 択

午前9時59分開会

○池田福子委員長

定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は2件です。すなわち議案第17号、陳情第2号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第2号につきましては、趣旨説明の希望があります。

まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案の審査が終了した後に行いますので、御了承願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は5分といたします。

説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは、知立団地自治会より提出されました、陳情第2号提出者の高笠原晴美さん、説明席にお座りください。

では、高笠原さん、陳情第2号の趣旨説明をお願いいたします。

○高笠原晴美氏

皆様、おはようございます。お世話になります。どうぞ、よろしく願いいたします。

知立団地自治会が提出しました、都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し居住者の居住の安定を求める意見書提出を求める陳情書に対する意見陳述をさせていただきます。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針が閣議決定され、作業が進行しています。陳情書文面

1については、今まで継続家賃の値上げは3年周期でしたが、2015年度中に値上げ幅の拡大と、いつでも値上げできるような改定周期の短縮に向け、すなわち、毎年いつでも値上げできるように家賃改定ルールを見直すよう機構に対し指示をしています。

文面2については、現在、機構負担で低所得高齢者について、家賃特別措置として減額措置を実施していますが、機構負担を縮小するため、地方に負担をととしています。さきの国土交通省との懇談会で財務局としては、決裁済みで今年度中に結論を出すとしています。

文面3については、団地の統廃合は建てかえの仕組みで言うと、仮移転から本移転と時間がかかり、生活が途切れてしまうということで、今までには隣接地に限られていたものを違う土地を買って建てかえに合わせ、団地を集約していくことが可能となる団地統廃合の促進のための計画策定であり、ストック再編計画の見直しでもあります。これらの目的は、家賃収入の最大化と資産・負債の削減、民業補完の徹底にあると明記しています。極端な言い方かもしれませんが、昨今の少子高齢化によって、住宅余りで公団住宅を半分にということです。しかし、居住者の移住と家賃の変更は、居住の安定を当然の前提にすべきですが、閣議決定を振りかざし、また国交省が打ち出す施策で実施方針づくりを急いでいるのが現状です。

陳情書にありますように、知立団地では、日本人の高齢化率33.9%と合わせ、低所得者が多く、また、長く住み続けたいという人が8割強で、大変切実な問題です。そして、高齢者向けのサービスつきの高齢者住宅は、高額で入居できないのが現実で、市営住宅を望んでも数が少なく、入居できません。これらのことは、今後の知立市のまちづくりや住宅政策や福祉政策に大きくかかわってくる問題と考えます。市当局におかれましても、国と真正面から向き合い、知立市の方針や考えを持っていただきたいと思います。そして、市当局からも国に意見書を上げていただきたいと思うところであります。

私たちの最大の願いは、今、実施されようとしている閣議決定の方向、公団住宅ほか、公共住宅の意義と役割が国会の場で十分に審議され、生活の基盤である居住の安定向上を補償する住宅政策の確立を、そして、育ててきたコミュニティーを未永く守っていけるように御尽力くださいますよう、重ねてお願いをするものです。

既に、政府、国会へと数多くの集会、担当大臣、各政党代表の皆さんとたくさんの国会議員の皆さんにお会いし、窮状を訴えているものの、知立市議会の皆様方より陳情書に賛成をいただき、国に意見書の提出をしていただきますよう、心からお願いを申し上げ、陳情提出者を代表し、意見陳述を終わります。

ありがとうございました。

○池田福子委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら、発言をお願いします。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質問なしと認めます。これで陳情第2号の趣旨説明を終わります。

高笠原さん、傍聴席にお戻りください。

○池田福子委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号 市道路線の認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討議に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第17号について、挙手により採決をします。

議案第17号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第17号 市道路線の認定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、陳情第2号 都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し居住者の居住の安定を求める意見書提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○田中委員

陳情につきまして、市政会を代表して意見を述べさせていただきますと思います。

先ほど、知立団地自治会自治会長の高笠原さんより、切実な陳述をしていただきました。中に記載されている部分につきましては、現在、そこにお住まいの方が置かれている環境という部分においては、間違いなくそう思われている部分もあるかと思います。この文面の中に知立団地の高齢化率は15.7%ということで、市の高齢化率よりは下回っているけれども、日本人だけで見れば33.9%と、大変高いという切実な状況が書いてあります。裏を返すと、日本人以外の方の年齢が非常に若いというよりも、御案内のとおり、ここに関しては、外国人の集住率が非常に高くなってきているという現実もございます。これについては、課題と捉えるか、前向きと捉えるか、いろんな見解があるかと思います。私自身は、以前はこれは課題と捉えて、市当局の皆さんにも、今後、対策・検討を

お願いしたいと要望してまいりました。

今回の陳述の中には、その外国人集住化という課題について、この公共住宅、いわゆるURが持っている課題については触れられておりませんが、私自身はそこも含めた部分で、全体的な見直しの部分、特に、ここについては、2のところの子育て世代というふうに書かれておりますけれども、確かにかつては住むところがない子育て世代が、路頭に迷う部分もありましたが、最近では、逆に今のUR、特に知立団地におけるURに子育て世代が住みたがるかという、現状としてはありません。

そういった部分では、持続可能なまちづくりという部分に立って、もちろん今お住まいの方たちのセーフティーネットとしての住まいはしっかり確保していく中でも、若い世代が住めるようなまちづくりをしていくような提言は、私自身は市当局の目線からはしていただきたいなど、長期的な、いわゆる10年後、20年後、30年後、もっと言うと50年後、じゃあ、あの状態であの場所が続くかという絶対続かないわけですから、今回の陳情は今回の陳情として、現在の切実な状況として私は採択すべきだと思っておりますが、中・長期的な見方に立った部分でのURというものがあの場合にあって、知立市のまちとどう、いわゆる居住環境という部分、若い人たちに住んでもらう、持続可能なまちづくりをしていくかという部分では、しっかり市当局は検討していただきたいと思っております。

ただ、先ほどお話ししたように、現状、今、お住まいの方たちにとっては、大変重要な課題であると思っておりますので、市政会としては採択ということでよろしく願いいたします。

○池田福子委員長

ほかに御意見ございませんか。

○村上委員

この陳情に対しまして、民友クラブを代表して一言討論をさせていただきます。

この昭和の団地というのは、昭和40年代に知立市のほうに来て、そのときには大変にぎやかな、

そうは言うものの立派な建物がこの知立市にできたというふうに私の脳裏には浮かんでおります。そういった中で、今の知立市があるのも、この団地ができて市に移行できたというふうに思っております。

ただ、それからかなりの年数がたってきて、ここにある独立行政法人のほうも、こういった閣議決定をされて将来的にどうするのかという部分については、国の意向という部分については、やむを得ないところかなというふうに思います。

ただし、ここにお住まいになっておられる方たち、先ほども市政会のほうからもありましたように、日本人の高齢化率が33.9%ということで、ここに長く住まれた方のついの住みかということで、ここで知立市を支えていただいた方が、悪い言い方をすると終えんを迎えていかれるということで、やはりこのついの住みかというのは、人にとって非常に大切なものかなというふうに思っております。

そういうわけで、知立市はまた他市と違う団地に対するその思いという部分については否めないものがあるのかなということで、知立市そのものも市営住宅が非常に少ないということで、ここ数年、大事にしていくべきなのかなということで、民友クラブとしては、賛成の立場で討論させていただきます。

以上です。

○池田福子委員長

御意見ありましたら、発言をお願いします。

○水野委員

私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

お二人のほうからも話がありましたように、この知立団地におきましては、日本人だけの高齢化率は33.9%ということで、私も実際この知立団地にお住まいの方たち何人かおつき合いがあります。大変苦しんでみえるところもありまして、経済的に等々、やはりこれ以上厳しい条件になってくると、さすがに住めなくなるという状況になります。だからと言ってどこに行けばいいのかという問題

も出てきますので、陳情者が言ってることは十分理解できますので、賛成とさせていただきますと思います。

○風間委員

本陳情に賛成の立場で討論をさせていただきます。

前回は出されて、国のほうがまたまたちょっと不安定な状況、こういう1、2、3に見るような、そういう本来なら住宅というのは、生活の安定と社会福祉、こういうものに寄与して国や地方自治体が責任を持ってそういうものは提供していく、そういう使命があると思うんですね。そういうものの、今現状、非常に不安と懸念がある状況下において、こういう陳情が出されているということは、知立市の知立団地が今までこの地に与えておりました住宅政策上の貢献度、そして大きな影響度から見ましても、非常に私も同感の至りでして、その御心配の向きは本当に率直に承わらせていただいております。

そういう部分から、やはり政府のほうは、一刻も早くこういう安定的な政策を打ち出して、そして、そこの建設されている住宅の地方自治体との連携も図りながら、こういうものは、しっかりとした今後も運用を維持していくと、こういう方向性でなければならないと思うんですね。

それで知立市でもこの知立団地のおかげで今議会でも公共住宅の新たな確保、こういう議論もされておるわけなんです、公営住宅ストック総合活用計画、こういうものを10年計画で平成19年度から策定されて、再来年度満期を迎えると、こういう流れになっておりまして、そういう中で、この議会もそういう重要な計画は議決事件に入れていこうということで、非常に重要視している状況もあるわけですね。そういう流れの中で、こういう国のほうの政策ではあります、不安定なこの知立団地をめぐる動きというものには、私も本当に懸念の思いでいっぱいでございますので、こういうことを少しでも政府のほうがかっちりとした取り組み、そして、そういう方針を打ち出せるように地方からも意見を上げていく、こういうこと

が重要なことであると思いますので、そこを強く申し上げまして、賛成の意見表明とさせていただきます。

○池田福子委員長

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第2号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、陳情第2号 都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し居住者の居住の安定を求める意見書提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の文案について御協議願います。

陳情第2号 都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し居住者の居住の安定を求める意見書提出を求める陳情書の意見書文案につきましては、添付されている文案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

御異議ないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案について、提出者は副委員長、賛成者は委員長、副議長を除く賛成委員とし、最終日に議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田福子委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

午前10時18分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 27年 6月 22日

知立市議会建設水道委員会

委員長 池田 福子